

大分県報

平成三十一年
号外（三六）
四月一日

（月曜日）

目次

規則

人事委員会規則

- 大分県会計規則の一部改正……………一
- 職員の給与の支給等に関する規則の一部改正……………三
- 大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………三
- 職員の退職管理に関する規則の一部改正……………四
- 訓令 甲……………四
- 狂犬病予防法施行細則取扱手続の廃止……………四
- 教育委員会訓令甲……………四
- 大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………四
- 大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………五
- 大分県教育委員会の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部改正……………六
- 大分県教育委員会において特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正……………六

規則

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

大分県規則第十九号

大分県会計規則の一部を改正する規則

平成三十一年四月一日

大分県報号外（規則）

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「部局」を「部その他の内部組織」に改める。

第三十二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、納入通知書、納付書又は返納通知書の送付を受けた者は、知事が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して納付することができる。

3 電子申請等に伴い納付する場合は、前二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。）を使用して知事から得た納付情報（以下単に「納付情報」という。）に基づき納付する方法（以下「電子納付」という。）により納付することができる。

第三十六条の二第三項に次のただし書を加える。

ただし、納入義務者が電子情報処理組織を使用して納付する場合は、この限りでない。

第五十一条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 研修会等の参加に係る負担金等で事前に支払を要するもの

第二百二十条第三項及び第二百二十一条中「ただし、」の次に「電子情報処理組織を使用して納付された場合又は」を加える。

別表第一中

大分県教育センター

大分市

を

大分県教育センター

大分市

に改める。

大分県立くじゅうアグリ創生塾

竹田市

に改める。

別表第二中

大分県税事務所

大分市

佐伯県税事務所

佐伯市

を

豊後大野県税事務所

豊後大野市

大分県税事務所

大分市

に改める。

別表第三の大分県中部振興局の項中「大分県税事務所」の下に「（佐伯納税事務所及び豊後大野納税事務所に係るものを除く。）」を加え、同表の大分県南部振興局の項中「佐伯県税事務所」を「大分県税事務所（佐伯納税事務所に係るものに限る。）」に改め、同表の豊後大野土木事務所の項中「豊後大野県税事務所」を「大分県税事務所（豊後大野納税事務所に係るものに限る。）」に改める。

別表第四の県税事務所の項中「総務課長」の下に「（大分県税事務所佐伯納税事務所及び大分県税事務所豊後大野納税事務所にあつては所長）」を加え、「佐伯県税事務所」を「（佐伯納税事務所）」、「豊後大野県税事務所」を「豊後大野納税事務所」を「（佐伯納税事務所）」、「豊後大野土木事務所の総務班の班総括」を「豊後大野土木事務所の総務班の班総括」に改め、同表の大分県教育センターの項の次に次のように加える。

大分県立 くじゅう アグリ創 生塾	事業課 長				事業課長
----------------------------	----------	--	--	--	------

別表第四の注中「並びに」の下に「大分県税事務所（佐伯納税事務所及び豊後大野納税事務所に係るものに限る。）」を加える。

第四号様式の二中

帳 目	物 品	年 月 日から 年 月 日まで										
		収入の明細		歳入の部		歳出の部		収入の明細		歳入の部		
		収入額	収入回数	歳入額	歳入回数	歳出額	歳出回数	収入額	収入回数	歳入額	歳入回数	
		円	枚	円	枚	円	枚	円	枚	円	枚	
有価証券の明細	有価証券 保管有価証券	摘要	枚	金額	円	備考						
		合計										
		摘要	枚	金額	円	備考						
現金の明細	現金	摘要	枚	金額	円	備考						
		合計										
		摘要	枚	金額	円	備考						
有価証券の明細	有価証券 保管有価証券	摘要	枚	金額	円	備考						
		合計										
		摘要	枚	金額	円	備考						
現金の明細	現金	摘要	枚	金額	円	備考						
		合計										
		摘要	枚	金額	円	備考						
別紙物品調書のとおり		冊										

を

年 月 日 現在

1 保有現金等

保有現金 現在額	釣銭資金 円	現金		合計額 円	備考
		収入 円	支出 円		
		納金 円	外 円		
		要 計	枚 数	金 額 円	備 考
		合 計	枚 数	金 額 円	備 考

2 物品

物 品	別紙物品調査のとおり
-----	------------

に改め

3 帳票等

件 名	年 度	冊 / 枚	備 考

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

平成三十一年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十一号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「県参事、」を削り、同部の県税事務所の中「室長」の下に、「納税事務所長」を加え、同部の農業大学の項中「次長」を「副校長、次長」に改め、同表の教育委員会の部の本庁の項中「室長」を「所長、室長」に改め、同部の教育センターの項の次に次のように加える。

くじゅうアグリ創生塾	所長	六種
------------	----	----

別表第三の教育委員会の部の学校教育法に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の項中「統括事務長」の下に、「船長（海事職六級又は五級の職にある者）」を加え、「船長（海事職六級又は五級の職にある者）」を削る。

別表第四のホの表中

十種	46,300円	九種	55,600円
十種	42,800円	九種	51,400円

に改める。

別表第五のホの表中

十種	35,600円	九種	42,800円
十種	32,600円	九種	39,200円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

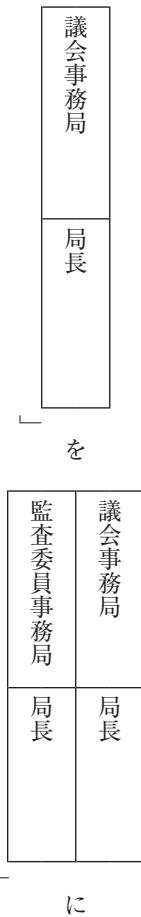
大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十二号

大分県報号外（規則・人事委規則）

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表の九重町の部の本庁の款の町長部局の項中「室長」の下に、「参事」を加え、同表の玖珠町の部の本庁の款中



改め、同款の町長部局の項中「総務課長補佐」の下に「行政班主幹・財政班主幹」を加え、「総務係長、財政係長」を削り、同款の教育委員会議務局の項中「室長」を削り、同部の出先機関の款の人権同和啓発センターの項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の出先機関の款の人権同和啓発センターの項を削る。

平成三十一年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十三号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「事務所の長」の下に、「県税事務所に置かれる納税事務所の長」を加え、同条第三号ニ中「課長」の下に「所長」を加え、同号ハ中(7)を(8)とし、(2)から(6)までを一つずつ繰り下げ、(1)の次に次のように加える。

- (2) 大分県立くじゅうアグリ創生塾 所長

この規則は、公布の日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第十八号

狂犬病予防法施行細則取扱手続（昭和二十六年大分県訓令第二号）は、廃止する。
平成三十一年四月一日
大分県知事職務代理者
大分県副知事 二 日 市 具 正

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第七号

大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。
平成三十一年四月一日
大分県教育委員会

第二条第五号中「及び」を「並びに」に改め、「同条第二項に規定する」の下に「所及び」を加える。

第十一条第一項の表の本庁の部の教育長が決裁すべき事務の項中「課長」の下に「所長及び」を加え、同部の課長が決裁すべき事務の項中「総務企画監等を置く課」の下に「所及び」を加え、同表の地方機関の部の大分県教育センター所長が決裁すべき事務の項の次に次のように加える。

くじゅうアグリ創生塾所長が決裁すべき事務	副所長。ただし、副所長を置かない場合にあっては、所長があらかじめ指定する
職員	

別表第一の八の項の第八号中「電子文書を廃棄する」を「電子文書の廃棄を総務部県政情報

報課長に依頼する」に改め、同号を同項の第九号とし、同項中第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 規程第八十三条第一項の規定に基づき、廃棄の決定をすること。 課長

別表第一の十五の項、十七の項、十九の項、二十四の項及び二十五の項中「課(室)長」を「課(所・室)長」に改める。

別表第二の教育改革・企画課の部の七の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 規程第七十二条の二第一項の規定に基づき、電子掲示板により施行 課長
 することができ要件について定め、電子掲示板を指定すること。

別表第二の教育人事課の部の十八の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の義務教育課の部の一の項の第七号中「幼稚園教育に関する研修及び」を削る。
 別表第二の文化課の部の一の項の第三十一号から第三十三号までの規定及び第四十七号中「現状の変更」を「現状変更」に改め、同項の第五十号中「を適当と認める」を「が適当と認められる」に改め、同項の第五十三号中「現状の変更」を「現状変更」に改め、同項の第五十五号中「を適当と認める」を「が適当と認められる」に改める。

別表第二の体育保健課の部の十一の項中「大分県営体育施設に関する事務」を「大分県立スポーツ施設に関する事務」に、「大分県営体育施設に関する条例」を「大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同項の第七号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同部の次に次のように加える。

義務教育課幼児教育センター

事	項	決裁権者
一 幼児教育に関する事務	一 幼児教育についての研修計画を策定し、研修を実施すること。 二 前号に規定する研修の参加者を決定し、通知すること。	所長

別表第三の二の部の二の項の第八号中「電子文書を廃棄する」を「電子文書の廃棄を総務

部県政情報課長に依頼する」に改め、同号を同項の第九号とし、同項中第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 規程第八十三条第一項の規定に基づき、廃棄の決定をすること。 所(館)長

別表第三の二の部の五の項の第十七号中「第十七条」を「第十六条」に改める。
 別表第四の大分県教育センターの部の次に次のように加える。

一 所長の権限に属する事項
 くじゅうアグリ創生塾

事	項	決裁権者
一 農業教育に関する事務	一 農業教育についての研修計画を策定し、研修を実施すること。 二 前号に規定する研修の参加者を決定し、通知すること。	所長
二 大分県立くじゅうアグリ創生塾の管理に関する事務	一 大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則(平成三十一年大分県教育委員会規則第六号)第六條第二項の規定に基づき、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めること。	所長

附則
 この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第八号

大分県教育委員会文書管理規程(平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

大分県教育委員会
 第二条第九号中「課」の下に「、所」を加え、同条第十号中「課長」の下に「、所長」を加える。

別表第一中「体育保健課」

を

「体育保健課
幼児教育センター」

「教委体
教委幼セ」

に、

「大分県教育センター」を

「大分県教育センター
大分県立くじゅうアグリ創生塾」

「教セ
ア創」

に、

「三重総合高等学校
三重総合高等学校久住校」

「三総高
三総久」

を「三重総合高等学校」

「三総高」

に改

める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第九号

教育事務所
教育機関

大分県教育委員会の宿直勤務及び日直勤務に関する規程(昭和四十一年大分県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

大分県教育委員会

第二条第二号に次のただし書を加える。

ただし、大分県立くじゅうアグリ創生塾においては、平日の午後四時四十五分から午後八時四十五分までの勤務をいう。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

第二号様式中「勤務細則」を「勤務細則(課)」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十号

本
庁

大分県教育委員会において特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成元年大分県教育委員会訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

大分県教育委員会

第二条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 大分県立くじゅうアグリ創生塾

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。